

原議保存期間10年
(平成28年12月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁乙備発第8号、乙官発第11号

乙生発第5号、乙刑発第8号

乙交発第7号、乙情発第5号

平成18年10月11日

警察庁次長

「北朝鮮に対する新たな措置に伴う警察庁警備対策本部設置要綱」の制定及び諸対策の推進について（依命通達）

本日、政府は、本年7月5日の北朝鮮による弾道ミサイル発射事案に伴って実施した措置に加え、すべての北朝鮮籍船の入港の禁止、北朝鮮からのすべての品目の輸入の禁止及び北朝鮮籍を有する者の入国の原則禁止という新たな措置をとることを決定した。この決定を受けて、北朝鮮は強く反発することが予想されるほか、北朝鮮に関連する勢力その他の国内諸勢力の動きが活発化するなど、情勢が緊迫化するおそれもある。

これを踏まえ、警察庁においては、別添のとおり「北朝鮮に対する新たな措置に伴う警察庁警備対策本部設置要綱」を定め、対処態勢を強化したところである。各位にあっては、警察の総合力を発揮し、情報収集活動の強化や警戒警備の徹底等の諸対策に遺漏なきを期されたい。

命により通達する。

別添

北朝鮮に対する新たな措置に伴う警察庁警備対策本部設置要綱

1 設置

警察庁に、北朝鮮に対する新たな措置に伴う警察庁警備対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 任務

本部は、政府において北朝鮮に対する新たな措置をとることが決定されたことを踏まえ、各部門の緊密な連携により不測の事態に迅速かつ的確に対応することを任務とする。

3 構成及び運営

- (1) 本部は本部長、副本部長、幕僚、統括責任者及び本部員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

本部長 次長

副本部長 官房長、警備局長

幕僚 生活安全局長、刑事局長、交通局長、情報通信局長、
組織犯罪対策部長、外事情報部長

統括責任者 総括審議官、政策評価審議官、審議官、技術審議官

本部員 長官官房 参事官（企画担当）、総務課長、
人事課長、会計課長、給与厚生課長、
国際課長、国家公安委員会会務官

生活安全局 生活安全企画課長

刑事局 刑事企画課長

組織犯罪対策部 企画分析課長

交通局 交通企画課長

警備局 警備企画課長、公安課長、警備課長

外事情報部 外事課長、国際テロリズム対策課長

情報通信局 情報通信企画課長

- (2) 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部への出席を求めることができる。

- (3) 本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

- 4 本部の庶務は、警備局警備企画課において処理する。